

唐代の藩鎮について

——浙西の場合——

谷川 道雄

〔要約〕 唐—宋の变革については内藤博士以来現在にいたるまで中国史学の問題点の一つとなつてゐるが、その具体的な研究はまだ決して豊富とはいえない。そこで中晩唐社会の基本的な關係をとくに藩鎮の問題からとりあげて見た。唐帝国の危機はすでに開元・天宝以前からきわめて深刻に進行しており、民衆の反抗はあらわなかつたしきりにおこつてゐた。こうした内部の動きは北方民族の侵入とも相まつて軍政的支配体制をつくり出し、安史の乱はこの傾向をますますつよめてついに藩鎮体制を成立させた。しかし一部の藩鎮は反中央的な勢力となつた。その原因や性格をどう規定するかはなお問題であるが、それは新しく抬頭した商人や地主が唐朝の収奪から自己をまもるものでもあつた。之に對しいわゆる「唐室の中興」はこの新興勢力を中央集權下に再編成しようとする反動政策であつた。兩税法の意義もここにある。浙西地方はこの政策の犠牲となり、中央の重要な財源地帯として極度の収奪が行われたが、黃巢の乱以後ここでも結局軍隊の反乱と農民暴動は唐朝權力を打倒し、五代への道をきりひらくのである。

一、序 言

「唐の崩壊は即ち貴族政治の崩壊であつて、これは軍隊の制度から来た。しかし、それは太宗の立てた府兵制度からではなしに、他の原因から来た。府兵制が敗れ、節度使

即ち藩鎮がその地方に勢力を有し、租税を満足に政府に納めず、武人の跋扈を來したのがその素因である」。これは内藤虎次郎博士の名著「中国近世史」の中の一節（二二頁）である。貴族政治と唐帝国の崩壊の第一歩は、まさしくこの藩鎮の成立にあつたといふことができる。この意味から藩

鎮の理解はきわめて重大な意義をもつてゐる。

ところで藩鎮という制度はどのようにしてできたのだろうか。内藤博士によれば、節度使は「最初は夷狄防禦のため、後には内乱平定のために、その地方の兵馬の全権を有つようになつて來た」（「中国近世史」二二頁）ものである。即ち、唐

に至つて完成された律令制は、すでに初唐時代から破綻を來しはじめていた。中国内部の弱体化は必然的に對外關係にも影響を及ぼし、従来の羈縻政策的なやり方では、世界帝国としての体制を維持することができなくなつた。吐蕃・突厥をはじめ諸周辺民族の反攻は年と共にはげしくなり、遂に唐朝は強力な辺境軍を設置しなければならなくなつた。こうしたいくつかの辺境軍の最高司令官として置かれたのが節度使であり、景雲元年（七一〇）の河西節度使設置がその最初の例である。その後開元天宝期までに、いわゆる辺境十節度使がそろつた。ところが天宝十四載（七五五）より年間にわたつて安史の乱のため、中国内部にも各地に節度使がおかれ、以後唐末にいたるまでこの藩鎮体制が続いた。

したがつて節度使は、本來的には對外的にも對内的にも、唐帝国の維持を目的としておかれたものである。ところが「その戦亂（安史の乱——引用者）が長く続いたため、その部下の兵は長期に亘り職業的兵士に変化した。府兵の制度は罷められた。若し事が済めば直ちに節度使を罷めることが出来るならば、大したことにならぬが、かくの如きことが行へない以上、節度使は自然にその地方に於て兵力と財力とを併せ有つに至つた」（前掲書）。こうして節度使は次第に反唐朝的となり、冒頭に引用したように、貴族政治そのものまでも崩壊させてしまふのである。

しかしながら藩鎮の性格は、もつと具體的につかむ必要があるとおもう。内藤博士は藩鎮の成立を貴族政治及び唐帝国の「自然的崩壊の素因」としておられる（前掲書）。この「自然的」という語は、おそらく「必然的」と同義なのであろう。ここに博士が中国史を王朝興亡論的、偶然的歴史観から解放された偉大な業績がある。しかし三世紀來の貴族政治が崩壊に至るのは決して容易なことではなく、そこには極めて深刻な歴史的必然が働いてゐるはずである。

この意味で、内藤博士の考えは更に具体的に展開してゆかねばならない。（てなければ「自然的」はいわゆる「自然的」におわつてしまふだろう）こういう観点に立つならば、次の四つの課題が提起されるとおもふ。

1、唐朝が節度使を置いたのは、具体的にいかなる情勢に対してであつたか。

2、唐朝の支配機構としての藩鎮が、次第に反唐朝的な性格を帯びてゆくのは、どういう事情にもとづくか。

3、唐朝は、2の動向に対してどのような対策をこころみたか。

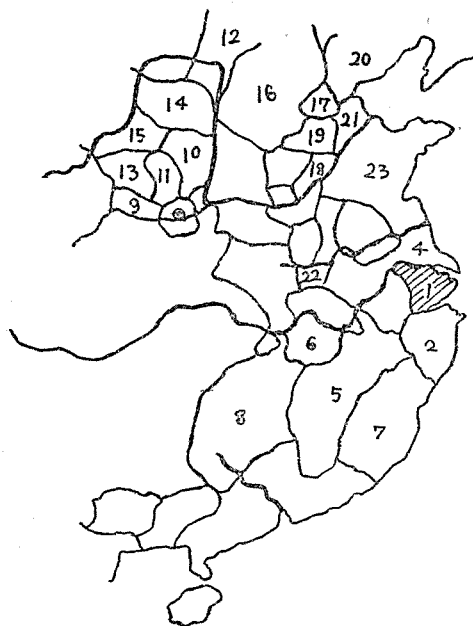
4、（2、3の課題と関連して）唐朝の決定的な崩壊はどのようにしてやつてきたか。

本篇はこのような問題意識の上に立ちながら、唐代史の一こまをスケッチしたものである。

二、李錡の反乱

中唐の元和二年（八〇七）李吉甫の撰した元和国計簿によれば、この時代唐朝に毎年 of 租税の上供を行つてゐる地

方は、主として浙江東西・宣歙・淮南・江西・鄂岳・福建・湖南の八道だけであり、（全国の州府二百九十五のうち四十九州、戸にして二百四十四万二千五百四十四戸のうち一百四十四万戸之に對し、鳳翔・鄜坊・邠寧・振武・涇原・銀夏・靈塩・河東・易定・魏博・鎮冀・范陽・滄景・淮西・淄青の十五道は、「戸口を申せず」といわれたように、租税をおくらず半独立の形勢をとつていた（旧唐書一）。したがつて中央政府は、渭水・黄河・淮河及び大運河の諸ルートを確保しながら、とくに江淮以南の地域に對する財政上の依存度をつよめていたのである。この傾向は、すでに盛唐時代にも見られたが（浜口重国氏「唐の玄宗朝江淮上供」、米と地稅」史學雜誌四五—一・三）、この頃になると、中央政府の武力増大の必要、これに反して上供地域の縮小などのあたらしい事情が加わり、これら東南地方に對する財政問題は、加速度的に重要性を帯びてきたものとおもわれる。^①それは兩稅だけではな。權塩・權酤・稅茶・屯田・鹽稅・稅商などあらゆる分野にわたつていた。このように、この地方はいわば唐朝の生命線であつたわけであり、この地方の喪失は唐帝國の崩壊を意味して



- | | | | | | |
|-----|---|---|-----|---|---|
| 1. | 浙 | 西 | 13. | 涇 | 原 |
| 2. | 浙 | 東 | 14. | 銀 | 夏 |
| 3. | 宣 | 歙 | 15. | 靈 | 塩 |
| 4. | 淮 | 南 | 16. | 河 | 東 |
| 5. | 江 | 西 | 17. | 易 | 定 |
| 6. | 鄂 | 岳 | 18. | 魏 | 博 |
| 7. | 福 | 建 | 19. | 鎮 | 冀 |
| 8. | 湖 | 南 | 20. | 范 | 陽 |
| 9. | 鳳 | 翔 | 21. | 滄 | 景 |
| 10. | 鄜 | 坊 | 22. | 淮 | 西 |
| 11. | 鄜 | 寧 | 23. | 淄 | 青 |
| 12. | 振 | 武 | | | |

唐代藩鎮図

（日野氏「支那中世の軍閥」による）

いた。したがってこの地方における唐朝権力と反唐朝勢力との戦いはきわめて激烈とならざるをえない。それは具体的にどのような行われたか、とくに重要な位置を占める浙西地方について考えてみたい。

浙西地方に藩鎮がおかれたのは、安史の乱のさなか、至徳二載（七五七）の江東防禦使設置が最初であるが、翌乾元元年、浙江西道節度使がおかれた。しかし上元二年ごろには廃されて浙西觀察使となった。その後も數次に互つてあるいは節度使をおき、あるいは觀察使をおいて、決して一定していない。また貞元三年（七八七）までは浙江東道との合併・分離がしばしば行われている（新唐書六）（八方鎮表）。このように浙西はいわゆる藩鎮として必ずしも固定した状態にはなかつた。同じ藩鎮でも、たとえば華北の河朔三鎮（幽州・魏博・成德）などでは、他の道と合併させられたり、強力な軍事権をもつ節度使を罷めて、觀察使が置かれたりする（同）（上）。この相違は後者が中央政府に対し、独自の力をもつて一応対立しているのにくらべ、前者は中央政府の権力に全く従属した藩鎮であつた

ことから来るのであろう。

このことは、浙西で節度使乃至觀察使に任命された人々の顔ぶれを見てもよくわかる。黄大華の唐藩鎮年表によれば、これらの人々のはべ四十四名に上るが、そのうち、乾符五年（八七八）—この年黄巢の乱が浙西に波及し、この地の、唐朝権力は決定的な崩壊期に入つた—までの、のべ四十一名は大部分が恩蔭もしくは科擧出身の文官である。^④即ちここには内藤博士のいわゆる「武人の跋扈」という様相はあまり見られない。おそらくこれらの人々は、唐朝官僚としてこの地方の支配を執行していたものであり、この点でも北方の反中央的な諸藩とは大いに趣きを異にしている。このように、浙西地方においては、少くとも乾符以前までは（乾符以後の問題については後に考察する）、ごく穩便に唐室の権力が浸透していたようである。それはさきにのべたように、財政上の事情によるものであろう。しかしながらここに一つの例外があつた。それは貞元十五年（七九九）より元和二年（八〇七）まで足かけ九年にわたつて使職を帯びた李錡の場合である。

李錡は有名な李国貞の子で、父の恩蔭によつて江南の刺史を歴任していたが、当時德宗に寵のあつた李齊運に贈賄して潤州刺史浙西觀察使兼諸道塩鉄轉運使の職を得ることができた。その後も進奉をやめず、德宗の寵愛をえた。浙西の一布衣崔善貞の李錡弾劾の上訴はとりあげられず、德宗はかえつて善貞の身柄を李錡に引き渡したといわれる。このように中央政府に恩寵をむすびながら、李錡は營々として自己の勢力強化につとめた。即ち兵力を増強し、悍硬隨身、蕃落健兒などと称する私兵の親衛隊をもたけつた。ついに德宗は節度使の職をあたえた。しかしながら德宗の後順宗を経て憲宗が即位すると、周知のとおり積極的に強藩抑圧を開始し、二年後には早くも西川の劉闢、夏綏銀の楊惠琳を屈服するに至つた。このような政治情勢により、自立した諸藩の中でも入朝を求めるものが多くなり、李錡も、十年近く勢力の扶植につとめた浙西を去つて入朝しなければならぬ立場に立たされた。しかし彼は憲宗の入朝命令を拒否し、高級官僚の地位とひきかえに反乱の道を選んだのである。だが戦いはあつてなくおわつてしまつた。

元和二年十月に拳兵した彼は、その月のうちに破れ、とらえられ、翌十一月には斬罪に処せられた（以上旧唐書一）。その後は、李元素・韓臯・薛奉と、典型的な唐朝官僚たちによつて、平穩に職任がひきつがれて行つたようである。

この反乱の意義をどう規定したらよいだろうか。李錡が拳兵を決意した動機には、自己の權勢に対する自信が考えられるが、權勢とは具体的には財力と武力とであろう。そこで、先づ彼がいかにして富をつくりあげたかを見てみよう。さきに述べたように、最初贈賄によつて中央政府の權力者につながり、それが觀察使・塩鉄転運使という重職獲得の直接の契機となっている。これらの職權は、また逆に彼の莫大な致富の手段となった。「貞元十年後」数年にして李錡之（塩鉄使王緯）に代る。塩院津堰、供張侵剝し、紀極を知らず。私路小堰も厚く行人に斂むるは、多くは是れ錡に始まる（唐會要八七転）。これは塩鉄転運使の職權を利用して税商を行つた例であるが、これが彼の財力形成に大きな役割を果たしていたことは、反乱の翌年、江淮の私堰埭二十二ヶ所が撤廃されたことでも明らかであろう（旧唐書一）。

唐代の藩鎮について（谷川）

また彼の不法の弾劾した崔善貞は、「官市進奉及塩鉄之弊」を指摘しており（資治通鑑）、さらに李錡は權力によつて「官の財を盜取」（上）したといわれるが、何れにしても、自己の職權による暴力的な収奪ということができよう。

このことはしかし、たんに李錡の個人的な不法行為として見のがすわけにはゆかない。税商・塩鉄・官市などの手段は、中唐以后さかに行われた財政救済策の主要なものである。

安史の乱を契機として、内外よりの反唐朝勢力が飛躍的に増大する一方、前掲の元和国計簿に明らかのように、租税上供地域は縮少の一途をたどつて行つた。こうして唐朝財政における収支のアンバランスは年と共に拡大したが、これをくいとめるためには、農民からの収奪を強化するほか、あたらしく商業資本への権力的な依存を実現してゆかねばならなかつた。税商・塩鉄・官市などはその具体的なあらわれに外ならない。したがつて李錡のこのような行為は（官の財盜取をのぞいて）、それが彼自身の懷を肥やして政府の倉庫をみたさないうるかぎりにおいて違法な

のであり、行為それ自体としては、決して不当ではなかったわけである。

しかしながら、この時代のめざましい商業資本の蓄積が、農業及び手工業における生産力の発展を背景にしたものであるとすれば、繁栄の可能性をはらんだ商人たちが、腐敗しきつた唐朝の暴力的収奪に甘んじている筈はない。彼らは「死を軽んじ氣を重んじ、党を結び群を連ねて、」時には武装さえしていた（唐会要八・六閩市）。後述する黄巢や錢鏐らの私塩商人たちの唐末史に果した役割を考えても、このことは理解にかたくない。したがって唐朝が新財源をかれらの商業利潤にもとめようとすれば、当然はげしい抵抗にあわずにはいられない（唐会要八八塩鉄開成元年閏五月の条）。ここに唐朝は強固な武力を必要とするわけである。李錡の武力も、本来的にはこのような事情から形成されて行つたのであつて、これまたんなる彼の恣意によるものではない。

これをもう少し一般的に考えるならば、つまりは藩鎮制度の問題に帰する。藩鎮が中国全土をおおうのは、安史の乱を契機としてであるが、その原型はすでにそれ以前から

存在したといえる。藩鎮の總帥は、節度使又は觀察使であるが（旧唐書三八地理志）、觀察使の本来の職務は

1、官人の善惡を察す。

2、戸口の流散・籍帳の隱没・賦役の均しからざるを察す。

3、農桑に勤めず、倉庫の減耗するを察す。

4、妖猾盜賊の生業を事とせず私の蠹害を為すを察す。

5、德行孝悌、茂才異等、藏器晦跡に時に用うべき者を察す。

6、黠吏豪宗、兼併縱暴、貧弱冤苦自ら申する能はざる者を察す。

などであつて、これらの任務の遂行のために都回練使という軍職をも兼ねていた（通典三二職官州牧刺史）。この時代の社会的矛盾がいかに激烈なものであつたか想像するに足るが、このような軍政的体制は、早くも開元以前にめばえていた。この時代、唐朝の権力支配に対する抵抗は、すでに「群盜」というかたちで、陝西・山東・河南を始め四川・広東に至るまで執拗につづけられていた（^③ 鞠清遠氏「唐代經濟史」）。しかも府兵制は崩壊に瀕しており、こうして先天二年（七一三）

正月、楊子江以北の諸州刺史に團結兵の軍隊を直接に掌握せるといふ詔を發したのである（旧唐書七、之までの

（旧唐書七）
（御宗紀）

府兵制が地方行政機関から一応独立していたことを考えるならば、このことは全く刺史政治の軍政化の第一歩を意味するものである。したがつてここに見られる、はげしい政治危機に対応した刺史政治こそ、開元二十一年の十五道採訪処置使常置の前提であり、之がさらに乾元元年の觀察処置使（採訪使より権限大）の設置となつたことは明かであるとおもう。こう考えるならば、藩鎮制度とは、要するに唐朝がその危機に際して必然的にとらざるをえなかつた一種の軍政であり、それはすでに開元以前より形成されていたのである。

以上のことから明らかなように、李錡の財力や武力の形成は、このような唐朝の危機突破のための諸政策に便乗したかたちで行われたのである。にもかかわらず、彼をして反唐朝的立場に立たせたものは一体何であつたのだろうか。この点については明確な解答を用意してないが、一応次のように考えられよう。安史の乱以后、政治上の危機はま

すまず深刻となつてゆくが、このため唐朝権力はきわめて独裁的なかたちをとらざるをえない。そしてこの権力を専有する独裁者は、他の官僚たちを排除して、自らの権力組織をつくる。ここに賄賂その他によつてむすばれた「恩寵の世界」（堀敏一氏「唐宋諸叛亂」の性格、東洋文化7）が形成される。この組織にながるものは、それぞれの立場で権力の一部を委譲されるが、それは彼の恣意的な欲望をみたす底のものである。堀氏の指摘されたように、玄宗につながる安祿山の場合がそれであるが、德宗—李齊運の寵をえた李錡もまた、このような位置にあつたのではないかとおもう。こうして、権力がきわめて私的な性格を帯びざるをえないような政治上必然的な事態が、李錡にはしいままに財力と武力とを作り出させたのであらう。ところが憲宗は、後述するように、律令的体制の再編成を目ざして諸藩鎮の彈圧を強行した。ここに李錡の權勢伸張にも終止符が打たれようとし、彼は反乱を決意したのである。

以上のことから、彼があればとみじめな敗北におわれねばならなかつた理由もあきらかである。李錡が兵を挙げた

とき、先ず彼は廳下の鎮將に命じて管内諸州の刺史を殺させようとしたが、二鎮將はかえつて刺史たちに討たれている。これによれば、李錡は管内諸州の権力を完全には手中に収めていなかったわけである。この点、河朔三鎮などの強藩が州県官の任免権までもつていたのと対照的である。すなわち、いわゆる藩鎮としての独自の力をまだもつていなかったのである。彼の権勢は唐朝の政策に便乗し、中央の独裁者とながつた結果であり、李錡はそのような自分の弱さについて過小評価をしていたのであろう。もし、ここで、彼が唐朝に対抗しうる独自の力をもつためには、この時代擡頭しつつある地方勢力と、何らかのかたちで結びあわねばならなかったのではなからうか。この点、河朔三鎮などの勢力が何に基礎を置いていたかという重要な問題と共に、解明を後日に期したい。

① 晩唐の詩人杜牧は「三呉は国用の半は焉に在り」（樊川集一四）といっている。

② 浙西における觀察使若くは節度使の任にあつた人はほぼ次のとおりである。（○印は列伝のあるものを示し、文は文官、進は

進士、明は明経、蔭は恩蔭と、それぞれその出身をあらわす）。
 韋陟—韋黃裳—文通顏真卿—文通侯令儀—李広琛—李元甫—文通李栖筠—文通李涵—李道昌—文通韓滉—文通白志貞—王緯—文通李若初—文通李錡—文通李元素—文通韓皋—文通薛平—文通李衡—文通寶易直—文通李德裕—文通丁公著—文通王璠—文通李德裕—文通賈餗—文通路隋—文通崔郾—文通李德裕—文通盧商—文通盧簡辭—文通李景讓—文通鄭朗—文通敬晦—文通崔瑤—文通崔領由—文通蕭寶—文通鄭処誨—文通盧耽—文通杜審權—文通曹確—文通趙隱—文通裴璩—文通高駢—文通周宝—文通錢徽

③ この勅の出た先天二年正月には時を同じくして次のような詔書が発せられている。「往者戸を計りて兵に充つ。二十二にして入募し、六十にして軍を出でしむ。既に勦勞を憚り、咸逃匿せんと欲す。釐革有らざるば、將に何ぞ理を致さん。天下の衛士は、年二十五已上を取りて充て、十五年にして放出せん。頻りに征鎮を経る者は、十年にして放出せん云々」（唐會要七八）のような府兵制の改革は全くその崩壊を意味しているわけであるが、周知の通りこの年より十年目の開元十一年には府兵による宿衛をやめざるをえなくなり、新に長從宿衛（振騎）の制が立てられるのである。

④ 「河朔三鎮などの強藩」各々勦卒數万を擁し、兵を治め城を完うし、自ら文武の將吏を署し、貢賦を供せず。……朝廷専ら姑息を事とし、復た制する能はず。名は藩臣と雖も羈縻するのみ」（資治通鑑）。

三、「唐室の中興」と浙西

前述のとおり、憲宗は武力をもつて藩鎮の自立化を阻止した。このため彼は、「唐室中興の英主」といわれるのであるが、そのほか彼は種々の手段を講じて中央集権制の回復につとめた。そのうち次の二つの改革は、とくに注目に値するだろう。一つは元和六年（八一二）宰相裴垕の奏請により実施された送使額の削減である。従来藩内の税収は上供・送使（留使）・留州の三部分に分け、中央・藩・州のそれぞれの用に充てられていたが、このうち藩費は会府（節度使又は觀察使の治州）の収入からだけでなく、属州からも送使としてとり立てていた。憲宗は之を改め、藩費は原則として会府だけでまかない、不足があつた時に、始めて属州に求めることにした。そして之までの送使額は上供に加えられることになつた（日野開三郎氏前掲書一九六頁）。改革のもう一つは、元和十四（八一九）年四月横海軍節度烏重胤の奏によつてなされた。それは従来節度使等の藩軍が、会府に屯するだけでなく、属州にも外鎮を設けて刺史の職権を侵

害していたため、刺史自身にこれらの外鎮軍を掌握させることにしたものである（同上頁）。

以上の二つの改革の目的は、いうまでもなく藩帥の財政的及び武力的集中を阻止することにあるが、他方から見れば、これは中央政府に刺史の支配系統をあくまで維持強化するという原則に立つている。一般に憲宗の中興策は、このような中央に刺史体制の維持強化という方法を用いたのではないかとおもわれる。しかしながら、この体制は、それ自体としては何ら目新しいものでなく、唐初からの律令政治の根幹であつた。ところがさきにのべたように、律令制の破綻に対応して、すでに盛唐時代には道制による支えを必要としていた。そして最初刺史政治の支えであつた道制は、その後むしろ中央と刺史との間を遮断するものへと変貌してゆく。憲宗の改革は、まさにこうした事態の中で、中央に刺史体制の再編成とかいふかたちをとつてなされたのである。

さて、次第に中央から分離してゆく藩鎮勢力と、これに對する憲宗の刺史政治強化、この二つのものの相剋をより

具体的に考えるならばどういふことになるだろうか。ここ
でこの時代の劃期的な変革であつた兩税法創制の意義につ
いて明らかにする必要があるとおもう。内藤博士は次のよ
うにのべておられる。「これ（兩税法——^{引用者}）が唐の徳宗の
時から行われて、爾來支那財政政策の基礎となつた。即ち田
地の現在所有者、人民の現在居住者を基礎として課税する
ので、従つて兩税法は所有の自由、居住の自由を認めること
となつた」（『^{中国近世史}』三一頁）。すなわち博士によれば、兩税法は
いわゆる「近世」の特色である所有の自由、居住の自由の
前提となつてゐるわけである。前文につづいて内藤博士は、
「豪族の兼併を防ぎたる班田收授の制行われず、人民の私
有権を認める兩税の制度が却て貴族制を破壊することとな
つた」といわれるが、貴族の手によつてつくられた兩税法
が、直接に貴族制を打倒して、所有と居住の自由を保障す
る「近世」社会をつくりあげたとするならば、そこには大
きな撞著が感じられる。^①

華北の麦作や、華中・華南の水稲栽培などに特徴的に見
られるこの時代の農業生産力の發展は、均田・租庸調制、

とくに均田と徭役労働とを不合理なものとして行つたが、
唐朝が之を維持強行しようとするかぎり、農民の抵抗は武
力的な反抗として、あるいは逃亡というかちでますます高
まつて行つた。安史の乱以後、決定的な転機に立つた唐朝
は、もはや律令的收取体系を守つてゆくことが出来ず、建
中元年（七八〇）「兩税法の創制を實現せざるをえなかつた。
兩税法の新しい意義は、内藤博士の指摘されたように、私
的土地所有の自由をみとめた点にある。具体的には、均田
制を廢止して農民の保有地を永業とし、原則として土地集
中に制限を加えない。それは他の面からいへば、徭役中心
の租庸調制をやめて、現物（又は貨幣）主義の税法を定め
たことである。今ではこの方が唐朝によつても利益となつ
たのである。

それではこの税法によつて、私的土地所有が確立された
かというと決してそうではなかつた。租庸調制の税額が法
的には一応固定されていたのと反対に、「兩税法は「出ず
るを量つて入るを制す」（^{冊府元龜}四八八）る税法であるから、財
政の窮迫にともなつて、土地所有に對する課税額は無制限

に増大した。さらに、この法の創始に當つて、「其の丁租庸調は並びに兩税に入る」(上同)といわれたように、従来の租庸調制は根柢的に崩れたのでなく、むしろ兩税の中に解消されたのであるから、一度兩税に統合された諸税目をもとのかたちで復活させて、財政危機をすくおうとするのは当然である。實際兩税法創始より七年目の貞元三年(七八七)には、はやくも京畿の農民たちが徭役に苦しみはじめている(冊府元龜四九一)。以後兩税以外の徵求は、塩課・權酷をはじめ、あらゆる名目において年と共にはげしくなつた。勿論このような傾向に對して、政府自身もあくまで兩税一本建ての税制を維持しようという努力を払つたが(冊府元龜四八八貞元四年)、年々深刻さの度合を増してゆく財政難は、そのような試みをむなしくうちくだいて行つた。

こうして、兩税法に内在する矛盾は時がたつにつれてますます現実化し、拡大された。要するに唐朝の容認した土地所有の「自由」は、無制限で苛酷な収奪によつてしか賸われなかつたのである。その証拠には、農民の逃亡(土地拋棄)は建中以後も政府にとつても重大な問題の一つであ

つた(唐會要八、賦税の不足額は、攤配、すなわちのこりの戸にふりあてられた。この加重された負担にたえられない戸はさらに逃亡した(鞠清遠氏「唐代財政史」)。逃亡―攤配―逃亡という悪循環のもとでは、私的土地所有制の確立する余地はなかつたとおもわれる。

このような情勢のなかで、唐朝と被支配階級との対立もいままでになくはげしいものであつたと想像されるが、それについては、今後の具体的な研究を必要とする。ここではとくに次の事柄に注意したい。すなわち、富商や富農が、種々の方法で官職をえて兩税・徭役その他の課役をのがれる、いわゆる影占の現象が激増して行つたことである。これはすでに律令時代にも盛んに行われているが、しかしこの時代の現象として注目すべきは、かれらが軍人として藩鎮に籍を有ちはじめたことである。元和十五年(八二〇)二月には、都市や農村の仲買人が諸軍へ影占を行うのを禁じており(冊府元龜四八八)、宝曆元年(八二五)四月の制でも京畿の百姓で諸軍に属するものが、多く府県の差役を受けないのを違法としている(上同)。また、会昌五年(八四五)正月の

敕文には、江淮の民が諸軍・諸使に属することによつて「衣冠の戸と称して、広く資産を置き、輸税全く輕く、便ち諸色の差役を免」（文苑英華四二九）れた例が見える。こうして富商や富農は、藩鎮に依存することによつて賦税を免れたが、その代償として、藩鎮へ財政その他の援助を行つたのであらう。^④

この時代の影占が前代のそれと異なるのは、その賦税忌避が、藩鎮という武力を背景にしている点である。かつて開元年間には、宇文融が客戸及び脱税の土地を檢括して、大土地所有制の進行を阻止しようとしたが、もうこの時代になると、大土地所有制や商業資本は藩鎮の武力と結合しており、中央政府としては、きわめて困難な立場に立たされることになつたわけである。しかし影占者の側においては、このような方法こそ、否応なしに加えられる重圧をはねのけて、土地と労働と資本に対する自己の權利を守るものであつた。

それではこの事態に対して、唐朝はどのような手を打つたのであらうか。彼らとしては、反中央的藩鎮への武力的

抑圧を敢行しつつ、兩税法の基本方針を忠実に履行してゆくよりほかはなかつたとおもわれる。さきにかかげた元和十五年の影占の禁令に、「今より以後、宜しく例に准じ三年に一度兩税を定め、土著・客戸を論ずる非く、但々資産に拠つて差率せん」と兩税法の原則をくりかえしているのは、意味のふかいことといわねばならない。また大中四年（八五〇）正月の制に「又青苗兩税は、もと田土に繋る。地既に人に属さば、税は合に随つて去るべし。従前の敕令、累ねて申明するに、豪富の家は尚恭守せず」（唐令要八四租税下）といひ、李翺や李則が州刺史として、豪農の脱税をきびしくとりしまつた例（新唐書一七七李翺伝及び李文公集一五李則墓誌銘）も亦、右のような唐朝の基本方針に沿つたものと見られる。^⑤

以上ではぼ明らかなように、兩税法的收取關係は私的土地所有をめぐつての上下のするどい對抗としてあらわれ、そこに藩鎮の果した役割は、かなり重要とおもわれる。こうして憲宗朝の刺史政治強化も、要するに兩税法による中央集権制の再編成を目標としていたものではなからうか。しかしながらその成否こそ、実に唐朝の運命を決定するわ

けである。それではこのはげしい競りあいの中で、李錡の乱後の浙西地方はどういう状態にあつたのであろうか。

権徳輿は齊抗の蘇州刺史時代の治績をたたえて、次のようにいつている。「呉は実に劇郡にして、大田多稼は浮籜冒役す。吏禁或は弛み、名数を占著し、戸版均しからず。公乃ち其の生齒を闢し、其の比要を書す。強家大猾盡藏するを得ず。卑輕を介持して、之に舒息を与ふ」(權載之文集一四齊杭州神道碑)これにより、すでにこの時代（おそらく徳宗時代）浙西地方においても大土地所有が著しく進行していたこと、また彼らが官とつながることによつて徭役をのがれようとしていたことが明らかである。しかしながらこうした新しい力は、この地方においては無限にのびえず、常に中央政府の抑圧の前にさらされねばならなかつたとおもわれる。その実例として右の齊抗のほか、李徳裕の治績をあげることができる。

李徳裕が浙西觀察使の任を帯びたのは、長慶二年（八二二）——太和三年（八二九）、太和八年（八三四）、開成元年（八六〇）——同一年の三回にわたつてゐるが、第一回の就任は、

唐代の藩鎮について（谷川）

寶易直のあとを承けたものである。長慶二年、汴州の州将李介の反乱の反乱に誘発されて、浙西でも潤州の州将王国清が乱を圖つたが、計画が未然に洩れて敗北におわつた。

しかし、「潤州、王国清兵乱の後を承け、前使寶易直府藏を傾けて賞給す。軍旅衰く驕り、財用殫竭す」(旧唐書一七四李徳裕伝)とあるように、王国清一派の乱は一応鎮圧しえたものの、その後將士に対しては待遇の改善を行わなければならなかつたのである。この不手際——具体的には上供額の減少ということになるだろう——は、ついに寶易直・李徳裕の交迭となつた。ところでさきの引用に続いて、「徳裕、自奉に儉して、留州の得る所、尽く以て軍を贍らす。施与豊かならずと雖も、將卒怨無し」とあることも分るように、新任の李徳裕は、之までの觀察使が、留州のうちから多額の送使をとり立てていたのを節約し、留州額は極力軍鎮の費用に用いるようにした。しかしそれにもかかわらず、「施与豊かならず」という有様であつたのは、徴税額中上供がきわめて大きな部分を占めていたからであらう。要するに李徳裕は、藩費や諸軍鎮の費用に一定の制限を加えて上供部分

を確保したわけ、かつての憲宗の財政改革に一脈通じるものがある。

また彼は、浙西地方の民間信仰を禁圧し、さらに「私邑山房一千四百六十を罷め、以て寇盜を清し」^(上同)たという。

「私邑山房」の実体については明かでないが、つまりは山居した反政府的民衆への弾圧なのであろう。最後に、彼の

治績として特筆すべきものは、徐州節度使王智興の僧尼私度に対する弾劾である。長慶四年（八二四）王智興は、泗州に戒壇を置いて僧尼の私度を行つたが、徭役忌避・資産影庇のため、兩浙・福建の百姓の江を渡つて集るものが日に數十人に及んだ。李德裕はもしこの状態を続けるならば、江淮以南では六十万の壮丁を失うことにならうと中央へ報告している。この私度を受けるためには一人につき

二緡を要し、これにより王智興は巨万の富を成したという^(資治通鑑 二四三)。一緡といえど当時の額であり、江淮よ

り泗州への旅費も多額を必要としたとおもわれるから、之らの民衆は貧戸というより、むしろ中産以上の農民ではないかと推察される。すなわち彼らがこの戒壇の下に走つた

のは、たんに苛烈な収取に追いつめられた結果でなく、むしろ兩稅法の収取に抵抗して、土地と労働に対する自己の権利の保障をこいねがつたために外ならない。之に対する李德裕の非難は、先述の彼の治績と共に、その政治的立場のあらわれであるが、他方では浙西の藩鎮がまだ反中央的色彩に乏しかつたことを物語るものではなからうか。

① ただし内藤博士は「宋代に至り、王安石の新法によつて人民の土地所有の意味が益々確実になつて来た」^(史「一〇四頁」)とも云つておられるから、均田制―兩稅法―王安石の新法という風に私的土地所有は徐々に確立されて行つたと考えられるのである。しかし兩稅法の段階において私的土地所有がどのような限界に到達していたかを明らかにしないかぎり、本文に指摘した矛盾から脱することはできない。

② この時代における華北の麦作、華中・華南の水稲栽培の発達についてはそれぞれ西嶋定生^(『稲作の北方』)・加藤繁^(『支那經濟史』四一四頁)兩氏の研究参照。なお西嶋氏は農業生産力の発展と兩稅法との関係についても考察を加えられたが、このような生産力の発展を背景とする農民の政治的な動きに関しては他日稿を改めてのべたい。

③ 楊炎が兩稅法創設の上奏を行つたなかに、「凡そ富人丁多きも

のは、率いて官と爲り僧と爲り、以て色役を免るるも、貧人は入る所なければ、則ち丁存す」(冊府元龜)といつてゐる。

④ 日野開三郎氏前掲書九一頁参照。なお旧唐書^{一七}敬宗紀長慶二年三月の条にも藩鎮が豪商に大将の辭令を売りつけた例が見えるし、中央の禁軍にも長安の富戸が納課戸として所屬してゐた(唐會要七二)。(京城諸軍)。

⑤ 大中六年鄭光に下賜された莊園に対して兩税・差科・色役の免除がゆるされなかつた事実(唐會要八)を考へあわせてもこのことは想像にかたくない。

⑥ 加藤繁博士によれば宣宗・懿宗の頃は米一斗四十文前後であつたから(支那經濟史稿、二緒といへば米五石(日本の約二石)の價格に相當する)。

四、杭州 八都

以上見てきたように、浙西地方に対する唐朝の権力は、なぐ安定した状態をつづけ、河朔三鎮その他の藩鎮とは對蹠的な性格をもつてゐた。觀察使は李德裕以後も文官官僚の中から任命されてゐた。しかしながら結局はここにも、短期間ながら武人型の節度使が出現する。第四十二代目の高駢、次の周宝、さらに唐朝最後の錢鏐がそれである。高

唐代の藩鎮について(谷川)

氏も周氏も代々武將の家柄で、高駢・周宝ともに神策軍の軍將として令名高かつた。錢鏐の出身については、後述するが、前二者とは性格を異にするけれども、武人であることにかわりはない。このような武人登用が、当時の緊迫した政治情勢の反映であることはいふまでもないだろう。年と共に激化する軍隊の反乱・農民暴動は、乾符元年(八七四)にはじまる王仙芝・黃巢の乱として結集された。高駢が節度使に就任したのは、三年の間江淮を転戦してゐた王仙芝の殘党がこの地方へ南下した乾符五年六月のことであつた。反乱軍の中には天平軍節度使として威名の高かつた彼を起用したのである(資治通鑑^{二五三})。たまたま黃巢のひきいる主力も浙東に入つたが、高駢は之に打撃を与えて広州方面へ驅逐した。同年十月、彼は淮南節度使に転じ、後任として周宝が任命された。

浙西は一応危機を脱することができた。しかし、唐朝の權威は急速に失墜して行つた。次の周宝の時代には、浙西の内部から反抗の火の手があがつたのである。先ず周宝麾下

下の牙將張郁の反乱がその一つである。当時浙西地方は、各地に流賊が割拠して騒然たる物情を呈していた。（彼らは州城を攻撃するに至っている）。張郁はかねてから崑山の流賊掃蕩を命ぜられ、先啓二年（八八六）正月には、兵三百と共に海上齊備に就いていたが、正月酒の酔に乗じて、使府の安慰軍將を殺して反乱に立つた（資治通鑑二五六）。安慰軍將とはどのようなものか明かでないが、周宝が元旦のねぎらいにつかわした軍將であらうか。もしそうだとすれば、この事件のうらに、使府に対する張郁軍將兵の不滿が看取される。ともかくも彼は、こうして常州攻略に成功したが、結局周宝の牙將丁從実に逐われて海陵へ亡命した。

しかし之につづいて翌光啓三年には、周宝のひきいる鎮海軍のひざもとであらしのような反抗がおこつてきた。最初周宝は、浙西地方の不穩な形にそなえて、親軍千人をつのり後樓軍と称していた。彼らは一般の鎮海軍兵士よりはるかに好遇を受けており、一般の兵士はつよい不滿をいだいていた。また周宝は声色に溺れて政治を顧みず、城廓や邸宅の建造に心を傾けたため、人民は苦役になやんだと

いわれる。このような情勢の下で、將士の中には不穩の言動が濃くなつてきたが、之に對して周宝が「乱すれば、則ち之を殺さん」と放言したのを発端として、使府は干戈の場と化した。首謀者劉浩は「惟だ反すれば、以て死を免る可き耳」といつて与党をひきい、使府に火を放つた。狼狽した周宝は、後樓兵を呼んだが、実は彼らもすでに乱軍中に加わつていた。周宝は家人と常州に出奔した。劉浩は幕僚たちを殺し、度支催勘使薛朗を節度使留後に推戴した。周宝の蓄積した莫大な財貨も悉く反乱軍の手に歸した。浙西に始めて藩鎮が設けられてから百三十年、李錡の反乱をも惨敗におわらせた唐朝の権力支配は、ここに決定的な瞬間を迎えたのである。もつとも周宝は、その年の十月杭州刺史錢鏐に奉ぜられて杭州に歸つたが、十二月には在任のままて亡くなつた。錢鏐の手にかかつて殺されたともいわれる（資治通鑑二五七）。反乱軍の留後薛朗も錢鏐によつてとらえられた。その後數年間、浙西は實質的に錢鏐の勢力下であり、周宝の歿後五年を経て彼に節度使の任命が行われた。之が唐朝最後の浙西節度使である。

以上周室時代の二つの反乱によつて見るならば、(1)、この時代の浙西の治安状態は、いわゆる流賊の盤結によつてきわめて悪化していたこと、(2)、浙西の將兵は流賊討伐に赴くよりは、むしろ待遇改善のため使府と戦うことをえらぶような情勢にあつたこと、などが明らかである。したがつて、この時代浙西における反唐朝の形勢は一つは「流賊」というかたちで、一つは軍隊内部の下剋上により、(またおそらくはこの二つが互いに連関しながら)きわめて深刻に進行していかともわれるのである。この点の具体的な究明が必要であるが、ここでは唐朝最後の浙西節度使、のちの呉越国創建者錢鏐についてのべてこの稿をおわりたい。

錢鏐は杭州臨安に生れ、壮年になると正職を顧みず、専ら私塩の密売を事とし、飲酒・賭博にふけつていたといわれる。しかしたんなる無頼の徒ではなかつたやうで、郷里の名家とも交際があつた^①。要するに唐朝の權塩政策によつて抑圧を受けていたものの一人であらう。彼の立身の契機となつたのは、乾符二年(八七五)の狼山鎮遏使王郢の乱で

ある。この乱も待遇問題に端を発しているが、わずかの間に一万人ちかくの兵をあつめて蘇常二州を陥れ、浙東・福建方面にまで跳梁した。これは翌々乾符四年初に鎮圧されたが、このため節度使趙隱が罷免されたほど深刻なものであつた。あたかも黄巢の乱の最中である。王郢の乱軍は水戦に巧みであつたらしく、海賊とも称されているから(旧唐書紀六、この地方の漁民たちの結集されたものであつたかもしれない。とて既存の軍隊の力では鎮圧困難であつたので、勅を下して現地から募集を行つた。このとき臨安出身の董昌は、郷里の兵をひきいて王郢を破り、戦功によつて石鏡鎮戍將に任命されたが、その副將となつたのが錢鏐である。乾符五年王仙芝の殘党が浙西をおそつた(既述)。杭州では前例のように、県毎に郷兵千名をつつて杭州八都を編成した。錢鏐は臨安県の都將である董昌の副將として反乱軍を破り、その翌年、南下した黄巢の大部隊に打撃を与えて臨安をまもりとおした。このようにして彼は杭州八都の都指揮使となり、董昌が浙東觀察使を得たのちは、杭州刺史としてこの地の実權をにぎつた。薛朗・劉浩ら、

反乱が彼に絶好の機会を与え、周宝の歿後節度使の地位を獲得したことは前述のとおりである。

以上の経過により、黄巢や王郢らの反乱による、この地方の危機をきりぬけることができたのは、まことに杭州八都の力に負うものであることがわかるが、錢鏐の立身に不可欠の力となつたのもこの杭州八都であつた。八都の性格については明確でないが、董昌が郷里の兵を率いて王郢を討つたときのことを記して、資治通鑑に、「土団を以て賊を討ち功有り」といつている。八都とはおそらくこのような土団の連合組織なのであらう。八都の都將であつた杜稜・曹信・成及の簡単な伝記が呉越備史にのせられているが、何れも郷里の名望家て郷村自衛の指導層であつたようにおもわれる。^③もしそうであるとすれば、杭州八都もこのような郷村自衛的な武力を基礎にしていたものであらう。黄巢や王郢の抵抗のはげしさに、唐朝もついにこうした民衆の自衛組織に依存しなければならなくなつたのである。^④しかしそれはただちに反唐朝的な武力に転化することができる。なぜならば、このような組織は唐朝の収奪に対して

も、その自衛の機能を發揮するからである。この意味から、錢鏐が自分の郷里を広義郷勲貴里とよび、その居営を衣錦營と称した有名な事實は、たんなる彼の名譽心としてみのがさるべきではない。それはこの地における政治の世界が、何らか質的な変革をとげてゆくことのあらわれではないだろうか。

① 新五代史呉越世家によれば錢鏐は閩緯の諸書に通じていたというから決して全くの貧戸ではなかつたとおもわれる。また彼は県の録事鍾起の子弟たちと飲酒・賭博にふけて鍾起より出入を禁ぜられたが、のちゆるされた。

② 王郢討伐のために左驍衛將軍高傑を沿海水軍都知兵馬使に任じているのは意味がふかい（資治通鑑）。この時代転運の必要から民間の舟を徵発することが多かつたが（同上）、このような非法に対する反抗なのかもしれない。

③ 杜稜は杭州八都の創設に當つて郷党をひきいて参加した。曹信については、その子圭を生む時に吉兆の夢をみたので郷人は悉く之を祝つたという。成及の家は祖父の代から官にあつたが、成及自身は郷里の防衛に名声を博していた。何れも郷里に重んぜられた人々であることが想像できる。

④ 乾符三年正月の勅には天下の郷村において自衛應勢を固めることを指令しているが（資治通鑑）、杭州八都の場合や黄巢の乱に際

して刺史が土団を募集して郷里を守らせた鄂州の例（新唐書一八九）などから察すると、こうした官製の自衛組織の一つが土団であるとおもわれる。しかしそれは前註に見た郷党及びその指導者の或るまとまつた力を内容としてふくんでいる。唐朝は最後的にこの力に依存して、この力にほろばされたのであろう。

五、結 語

最初にかかげた四つの課題について再びかんがえたいとおもう。唐朝が藩鎮体制を布いたのは、もっぱら律令制の破綻という政治危機の克服のためであつたが、このことはこの危機の異常なすごさを物語っている。中央集権制の最高度に開花した唐帝国として、ふかい矛盾のあらわれといわねばならない。それは経済的には生産力の発展による私的土地所有の成長・商業資本の蓄積に根ざし、政治的には民衆（地主・農民・商人など）の反権力的な意志がよく伸びてきたことを本質的な理由としている。このような情勢の下に生れた藩鎮が、それ自身次第に反中央的に変貌してゆくわけであるが、そのような転身を可能にしたのは、どういう力であつたのだろうか。本文では民衆上層部の果し

た役割―影占について指摘しておいたが、この点をお十二分に具体化する必要があるとおもう。

この藩鎮の変質に対し、唐朝としても何らかの対策を講じなければならぬ。ここにかつてのかがやかしい中央集権制の復活を企図するが、内容的には刺史政治の強化による兩税法の遵守としてあらわれる。この「唐室の中興」の効果については、正確な評価が必要であるが、ともかくもこのような中興策を一応許容した当時の藩鎮の弱さについても究明してゆかねばならない。浙西の場合、典型的な脆弱さを示すが、他の藩鎮についてはどうであつたか。

しかしながら、「唐室の中興」は何ら矛盾の解決策とはならず、むしろますますこれをふかめ拡大してゆくものであつた。兩税法的収取を強行すればするほど、私的土地所有と商業資本の正常な発展を妨害した。このような支配体制の不合理さは、ついに浙西の情勢をも悪化させた。熾烈な反乱が軍隊・民間から相次いで起り、この地の唐朝権力は完全に打倒された。その廢墟の上に、どのような世界が建設されて行つたが、なお重要な課題としてのこされている。

The Fan-chên of the T'ang Empire

by

M. Tanigawa

The specific character of the transitional period from the T'ang (唐) dynasty to the Sung (宋) has been widely discussed since the celebrated essays of the late Prof. Naito, but we have still very little light on this crucial question. Here I attempted to study the Fan-chên (藩鎮) system in the later T'ang Empire partly to meet this need and partly to find a clue to understand the underlying relationships of this peculiar period. As is well known, the Fan-chênate was first established during the formidable invasions of the Notherners and especially through the great turmoils of the Anlushan-Shihszuming (安史) Rebellion which caught the decaying Empire.

How is the character of this system defined is in itself a question, but it is pretty evident that it provided the means by which the *no-nouveaux riches* defended themselves against the exploitation of the T'ang dynasty. On the other hand, the so-called 'Revival of the T'angs' was nothing but the rearrangement of these parasites under the centralized government and in this sense it is regarded as the reactionary policy of the dying Empire. That bloody legislation of the liang-shui (兩稅) taxation was enacted in such a way that the Chehshih (浙西) district was sacrificed for the first time before the financial needs of the government. After the Huang-tsiao (黃巢) Rebellion there started mutinies and peasant wars and they swept away the tyrannies with the promising ages of the Five Dynasties before their eyes.